

<開催報告>

AIPPI JAPAN セミナー

「中国において特許・実用新案を戦略的かつ効率的に出願・権利取得するための留意点について」

協 賛：金沢工業大学大学院

開催日時：平成 25 年 10 月 9 日（水）13：30～17：00

会 場：愛宕東洋ビル 13 階 1301 講義室（金沢工業大学大学院 虎の門キャンパス）
（東京都港区愛宕 1-3-4）

講 演 者：劉新宇 氏（林達劉グループ 北京林達劉知識産権代理事務所 所長、弁理士）

魏啓学 氏（林達劉グループ 北京林達劉知識産権代理事務所 共同経営者、弁護士）

内 容：

(1) 最新の中国における IP 事情（劉新宇 弁理士）

- ・ 2013 年度のこれまでの統計データによると、出願は特許及び実用新案とも前年同期比で 20% を超える伸びを示しており（尚、意匠については 2.9%と微増となっている）、さらに、国内出願の比率は、特許出願で 82.3%、実用新案出願については 99.1%と著しく伸びた（意匠についても国内出願の比率は 96.5%）。
- ・ 2012 年の知的財産権に関する民事訴訟の一審受理件数は 50%近い前年比増加率。このうち、涉外（原告または被告のいずれか一方が外国企業）知財民事訴訟の増加率は前年比 8.18%増。
- ・ 職務発明に関して専利法及び実施細則では、使用者と従業者との間の契約を優先するとしており、今後企業は職務発明管理規定の検討・制定が必要となる。

(2) 日本とは異なる中国実用新案出願の利用（劉新宇 弁理士）

- ・ 進歩性の判断基準は、特許と比較して以下の 2 点について差異がある。
 - ① 先行技術の技術分野：考案の属する技術分野が優先的に考慮される。但し、技術分野が異なる場合であっても、考案が先行技術に明確に示唆されており、または当業者が先行技術から直接的、一義的に特定できる考案である場合は、当該先行技術の技術分野も考慮される。
 - ② 先行技術の数量：通常は 1 又は 2 件の先行技術により進歩性を判断する。但し、先行技術の「簡単な寄せ集め」からなる考案については、複数の先行技術の組み合わせで進歩性を評価することがある。
- ・ 特許に比べて実用新案の進歩性の判断基準が低いこと示した審決、判決があり、一旦権利化されると、進歩性で無効にすることは容易でない。

(3) 中国における訴訟状況及びその傾向（劉新宇 弁理士）

中国では知財侵害紛争解決手段として、①訴訟と②行政摘発とがある。行政摘発は市の知識産権局が担当し、侵害行為の停止、商品差し止め、侵害商品を製造する専用設備の廃棄等を命じることができるが、損害賠償の調停・処理はできず、損害賠償は民事訴訟を利用しなければならない。また、訴訟と比較して、手続が簡素、結審期間が短い、低コスト、実地検証手続きを通じて証拠を入手できるメリットはあるが、地方保護主義の影響を受け易く、担当官の能力も裁判官と比較して高くないので、紛争の実情に応じて適切に選択する必要がある。

(4) 中国商標法第 3 回改正に関する概要説明及び改正による実務上の留意点

2014年5月1日より施行される商標法第3回改正の概要につき、次の3点の要点に纏めて解説した。

- ① 出願人の便宜を図るための改正（一出願多区分制度、審査期限の規定、出願人の意見聴取制度等）
- ② 公平競争による市場秩序を維持するための改正（馳名商標認定規定と手続規定、冒認出願対策の強化等）
- ③ 商標権の保護強化のための改正（商標権侵害行為に参画、協力した者の責任負担の明確化、悪意の権利侵害に対する賠償額の増加等）

本セミナーでは、中国知的財産の最新事情（出願状況、実用新案の審査要点、侵害訴訟の現状）及び採択されたばかりの商標法第3回改正の要点が分かり易く説明され、企業及び特許事務所の実務者にとって有意義な内容であった。



劉新宇 氏



魏啓学 氏